

大分県報

令和六年
第四八二号
二月六日

（火曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部改正……………一

告 示

道路区域の変更……………一

道路の供用開始……………二

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二

収用委員会告示

土地収用法による裁決手続の開始……………二

○企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月六日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第一号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「。以下「育児休業条例」という。」を削る。

別表第二の原因の項中「休暇の時間」を「休暇の期間」に改め、同表の二十一の項を次のように改める。

二十一 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であ

一の年において五日（義務教育終了前の子が二人以上の場合にあつては、十日）

令和六年二月六日

ると認められるとき。

イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合
ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

を超えない範囲内でその都度必要と認め
る日又は時間

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

○告 示

大分県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

大分県報（企業局管理規程・告示）

